

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 1 - 13

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月17日

【会社名】 株式会社クレディセゾン

【英訳名】 Credit Saison Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役（兼）社長執行役員C00 水野 克己

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

【電話番号】 03 - 3988 - 2113

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 田中 裕明

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

【電話番号】 03 - 3988 - 2113

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 田中 裕明

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 9 月18日
効力発生日	2024年 9 月26日
有効期限	2026年 9 月25日
発行登録番号	6 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
6 - 関東 1 - 1	2024年10月 9 日	35,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 2	2024年11月28日	10,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 3	2025年 1 月17日	15,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 4	2025年 1 月17日	10,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 5	2025年 7 月24日	10,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 6	2025年 7 月24日	59,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 7	2026年 1 月16日	15,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 8	2026年 1 月16日	10,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 9	2026年 3 月11日	10,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 10	2026年 4 月 8 日	10,000百万円	-	-
6 - 関東 1 - 11	2026年 6 月 9 日	10,000百万円	-	-
実績合計額（円）		194,000百万円 (194,000百万円)	減額総額（円）	なし

(注) 1. 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

2. 今回の募集とは別に、株式会社クレディセゾン第121回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（券面総額又は振替社債の総額10,000百万円（発行価額の総額10,000百万円））を発行すべく、2026年 7 月17日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 6 - 関東 1 - 12）を関東財務局長へ提出しましたが、2026年 7 月31

日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）現在払込みが完了していないため、上記実績合計額欄の算出には加算されておりません。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 106,000百万円
（106,000百万円）

（注）1．残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

2．今回の募集とは別に、株式会社クレディセゾン第121回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（券面総額又は振替社債の総額10,000百万円（発行価額の総額10,000百万円））を発行すべく、2026年7月17日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 6 - 関東 1 - 12）を関東財務局長へ提出しましたが、2026年7月31日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）現在払込みが完了していないため、上記残額欄の算出には加算されておりません。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社クレディセゾン第122回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.448％
利払日	毎年1月24日及び7月24日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2027年1月24日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月24日及び7月24日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2031年7月24日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年7月24日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）１．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

（１）株式会社格付投資情報センター（以下「Ｒ＆Ｉ」という。）

信用格付：Ａ＋（シングルＡプラス）（取得日 2026年7月17日）

入手方法：Ｒ＆Ｉのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

（２）株式会社日本格付研究所（以下「ＪＣＲ」という。）

信用格付：ＡＡ－（ダブルＡマイナス）（取得日 2026年7月17日）

入手方法：ＪＣＲのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の定めに従い社債券を発行することができない。

３．社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

４．財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

５．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

（１）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

（２）当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

（３）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（４）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

（５）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	2,400	１．引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 ２．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	1,800	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号	1,200	
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,200	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	800	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号	400	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目８番１号	200	
計	-	10,000	-

（２）【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	69	9,931

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,931百万円は、全額を購入斡旋実行資金として、2026年７月末までに充当する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項なし

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第４【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 2026年6月16日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月17日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月18日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社クレディセゾン本店
（東京都豊島区東池袋三丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし